



【報道関係各位】

2019年12月26日
リーテックス株式会社

電子契約を電子記録債権化させたデジタル契約サービス

「リーテックスデジタル契約」サービス開始

LegalTech × FinTech の Multi Tech ベンチャーであるリーテックス株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：小倉隆志）は電子契約を電子記録債権化させた「リーテックスデジタル契約」を開発し、本日サービス開始しました。従来の電子契約をさらに進化させた新しいコンセプトのデジタル契約は、契約書を単にペーパーレス化するだけでなく、契約金額や支払期日も管理することで、業務の効率化を推進できます。また、電子記録債権化されていることで、リーテックスデジタル契約を金融機関の担保として資金調達に活用することが可能です。このような特長をもった電子契約システムは世界初のサービスとなります。

オフィス業務の中で最もデジタル化が遅れているのが契約業務です。日本においては、契約書への押印が一般的であることから、ペーパーレス化が遅れてきました。しかし、3Dプリンターなどによる印鑑の複製が容易になったことへの警戒、契約書に貼らなければならない印紙代の節約ニーズ、国による電子署名法などをはじめとした関係法令による制度整備などにより、契約書の電子化の機運は非常に高まってきています。

一般の電子契約のサービス設計では、電子署名法を活用したものが多くなっています。しかし、電子署名法は個人のインターネット上での契約や申し込みの利便性を中心に設計された法制度で、電子署名法の特定認証業務では個人の氏名しか証明されません。法人に関する規定が無いのです。このため、電子署名法では＜所属組織、役職＝職務権限＞は推定されず、法人の契約についての電磁的記録の形式的証拠力を主張する上で重要な点である、署名者が法人を代表・代理する権限を有することが電子署名法に基づく推定の範囲外になっています。

このため、電子署名法だけに依拠してサービス設計をすると、法人の契約書に所属組織、役職＝職務権限の記載も無い個人の実印を押印しているという奇妙な状況になってしまい、様々な問題を抱えてしまいます。



こうした状況を解消するためには、法人の意思確認を別途行う必要があります。
法人間の商取引の金融化については、電子記録債権法があります。

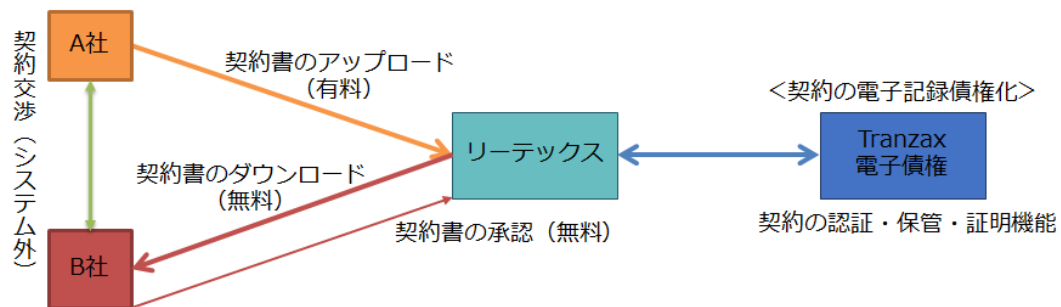
電子記録債権法では、電子記録債権の成立時に債権者と債務者の両当事者間の意思確認が行われており、裁判においても形式的証拠力が認められやすいと考えられます。また、基本的にBtoBの取引を対象とした法体系であり、法人の意思確認が明確になされている制度です。

電子記録債権法は柔軟な制度設計となっており、契約書ファイルを暗号化して、このファイルを電子記録債権の内部のデータとして記録することが許容されています。この制度を併用することで、電子署名法の欠点を埋めることができます。

リーテックスデジタル契約では契約書ファイルを電子記録債権のデータの一部として取り込むという全く新しいスキームを開発しました。これにより、法人間の契約のデジタル化を安全確実にし、業務の効率化を推進できることだけでなく、受注企業ではPOファイナンス®を利用した資金調達も可能となります。

当社は、今後もFinTechだけでなくLegalTechもあわせたMulti Techベンチャーとして革新的なサービスを開発してまいります。

【サービス名称】リーテックスデジタル契約（特許及び商標登録出願中）
（Legal Technologiesの略称でリーテックス Le-Techs）



【機能】

- インターネット上での契約締結
- デジタル契約の保管、管理、閲覧、検索
- 電子記録債権の記録請求
- POファイナンス®の利用

【料金プラン】

スタンダードプラン 月額1万円より

エントリープラン 無料（契約発信は2回まで）



■リーテックス株式会社について

リーテックス株式会社は、社会のIT化に遅れがちな法制度を Legal Tech による革新的なソリューションで支えることをめざしています。DXに取り残されがちな中小企業の業務効率化を推進します。

会社名 : リーテックス株式会社
設立 : 2019年9月20日
資本 : 17,000,000円(資本準備金を含む)
代表者 : 代表取締役社長 小倉 隆志
所在地 : 東京都千代田区麹町四丁目5番地20号 KSビル8階
ホームページ : <https://le-techs.com/>

【本件に関するお問い合わせ先】

リーテックス株式会社 事業開発部 野島京子 03-6867-1692
メールアドレス nojima@le-techs.com